

中札内村立学校における
働き方改革推進プラン
(第3期)

令和6年5月
中札内村教育委員会

I 推進プラン(第3期)の概要

1 策定の背景

気候変動やDXの進展、少子化や人口減少など社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代において豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子どもたちの学びを支える教育職員は、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

こうした中、学校現場において教育職員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねていますが、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、中札内村教育委員会（以下「村教委」という。）は、道教委の取り組みを参考にしながら「中札内村立学校における働き方改革推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、教育職員の長時間労働の改善と学校教育の質の維持向上を図っていきます。

2 推進プランの性格

- ・本プランは、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであり、村内の学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものです。
- ・本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 取組の方向性

- ・これまでの働き方を見直し、教育職員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教員人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるという働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- ・学校はもとより、村教委、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教育職員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

4 推進プランの目標及び取組期間（第3期）

本プランに掲げる取組の成果を検証しながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

(1) 目 標

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)

(2) 重視する視点、重点的に実施する取組

【重視する視点】		【重点的に実施する取組】
改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長	① ICTの活用による校務効率化の推進 ② 保護者・地域等との連携協働 ③ 部活動休養日等の完全実施 ④ 教頭の業務縮減 ⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進 ⑥ メンタルヘルス対策の推進等
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築	
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現	

5 教育委員会及び学校の役割

村教委の役割

- ・ 村立学校における働き方改革を進めるための計画等や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導します。
- ・ 教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

学校の役割

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。
- ・ 校長は、推進プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

6 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠であります。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要であります。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。村教委においても、村PTA連合会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図ります。

Ⅱ 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 **重点**

《村教委・学校》

- ・各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。
- ・GIGAスクール構想や学校DXを推進します。

《学校》

- ・会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。

(2) 保護者・地域等との連携協働 **重点**

《村教委》

- ・学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の取組による地域の実情に応じた効果的な活動を促します。
- ・学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とするなど、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革の実効性を高める取組を推進します。

《学校》

- ・日頃から、学校の取組などについて幅広く保護者や地域に対して情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知します。

- ・学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

（３）専門スタッフ等の配置

《村教委》

- ・指導主事、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員や部活動地域移行コーディネーターを配置します。

Ⅲ 部活動指導に関わる負担の軽減

（１）部活動休養日等の完全実施 **重点**

《村教委》

- ・「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進めます。
- ・部活動の活動時間は、平日２時間、休日３時間が原則であって、必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行うことなど、その趣旨の徹底を図ります。
- ・部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連等の関係団体と連携・協力して取組を進めます。

方針（概要）

① 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり２日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第３日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）では３時間程度とすること。

《学校》

- ・方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

（２）指導・運営に係る体制の構築

《村教委》

- ・方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員を配置し、その効果的な活用を促します。

《学校》

- ・学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とします。
- ・特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図ります。
- ・部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図ります。

（３）大会等に係る負担の軽減

《村教委》

- ・学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請します。

《学校》

- ・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

（４）部活動の地域移行

《村教委》

- ・「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、令和７年度(2025年度)までに、取組を重点的にを行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指します。

《学校》

- ・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、村教委や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。

IV 学校運営体制の見直しなどによる改善

（１）教頭の業務縮減 **重点**

《村教委》

- ・教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進めます。

《学校》

- ・校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。
- ・管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図ります。

(2) 学校行事の精選・重点化

《村教委》

- ・学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

《学校》

- ・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ります。
- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図ります。
- ・カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。
- ・学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

《村教委》

- ・標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行います。

《学校》

- ・各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントします。
- ・授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。

(4) 適正な勤務時間の管理等

《村教委》

- ・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行います。
- ・各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行います。
- ・学校の実情を踏まえ、教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の活用を検討します。
- ・「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進めます。

《学校》

- ・校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定します。
- ・校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組みます。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

《学校》

- ・北海道の学校における働き方改革手引「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。
- ・コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図ります。
- ・明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高めます。
- ・校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組みます。
- ・国の「働き方改革事例集」等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進します。

（６）若手教員への支援

《学校》

- ・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいた場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

（７）学校の組織運営に関する見直し

《村教委》

- ・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。

《学校》

- ・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図ります。

V 意識の変容を促す取組

（１）働き方改革の意識を高める取組の推進 **重点**

《村教委》

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進めます。
- ・学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導します。
- ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映します。
- ・管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図ります。

《学校》

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定します。
- ・校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。
- ・管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。

特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直

しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促します。

- ・時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行います。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

《学校》

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 月2回以上の定時退勤日の実施② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施③ 15日以上有給休暇の取得促進 |
|---|

- ・保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図ります。
- ・管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ・管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。
- ・管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとします。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

《学校》

- ・業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画します。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

《村教委・学校》

- ・心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備します。

1. 設定期間

- (1) 夏季休業期間中 8月15日前後の3日に設定することを基本とする。
- (2) 年末年始の休日 12月29日～翌年1月3日

2. その他

- (1) 部活動 原則として、閉庁期間中の部活動は行わない。
- (2) 勤務を要する特別の事情がある場合の取り扱い

勤務を要する特別の事情がある場合は、休暇の請求を行わないことを校長に申し出て、勤務することができる。この場合において、学校管理者である校長（または教頭）の出勤は要せず、開錠、施錠等の管理は当該職員が行う。

- (3) 学校特別支援員の扱い

教職員と同様とする。ただし、年次休暇付与日数が少ないことから、長期休業中については任命権者である教育長の指示を受けて、教育委員会において勤務(校外勤務)することができる。

- (4) 保護者への周知 各学校が保護者に通知する。

(5) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

《村教委・学校》

- ・校務支援システム等を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、公表するとともに、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努めます。
- ・校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促します。

《学校》

- ・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行います。

Ⅵ 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等 **重点**

《村教委》

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックを実施し、所管する学校職員のメンタルヘルス対策を推進します。

《学校》

- ・校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施します。
- ・校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《村教委》

- ・学校のみでは解決が難しい課題への対応のため、学校運営を支援する体制を整備します。
- ・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

(3) 調査業務等の見直し

《村教委》

- ・各種調査や事業、事務手続などについて、その必要性や手法の妥当性の観点から見直して提出書類や様式の簡素化を進めます。

(4) 義務教育指導主幹の配置

《村教委》

- ・いじめや不登校、特別支援の必要な児童生徒や保護者の相談等に迅速に対応するために、村教育委員会に義務教育指導主幹を配置し、学校や関係機関と連携しながら教育課題の解決に取り組みます。

(5) 少年団活動における教職員の負担軽減

《村教委》

- ・少年団活動の指導に係る教職員についても負担軽減を図るため、関係団体に対して部活動指導休養日等に準じた取組について理解を図ります。